

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案へのご意見と県の考え方

- 1 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案にかかるパブリックコメントでいただいたご意見と県の考え方
- 2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案に市町からいただいたご意見と県の考え方
- 3 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案に団体等からいただいたご意見と県の考え方

目 次

- 1 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案にかかる
パブリックコメントでいただいたご意見と県の考え方 P1 ~ P 4
- 2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案に市町
からいただいたご意見と県の考え方 P5 ~ P 8
- 3 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案に団体等
からいただいたご意見と県の考え方 P9 ~ P17

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案にかかるパブリックコメントでいただいたご意見と県の考え方

対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
 - ・県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。
 - ・事業主体が県以外のもの。
 - ・法令などで規定されており、県として実施できないもの。
- ⑤その他（①～④に該当しないもの）

※ 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案冊子におけるページです。

通番	該当箇所	ページ※	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
1	第1編 基本的な考え方 はじめに 第二次行動計画 策定の趣旨	P3	<p>第1編 基本的な考え方 はじめに 第二次行動計画策定の趣旨 「みえ県民カビジョン」の次期行動計画は、第一次行動の成果と課題を検証するとともに、時代の環境の変化などを見極めつつ、「みえ県民カビジョン」の掲げる「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」という基本理念を具体化するための取組を示す第二次行動計画です、と『幸福実感日本一』の言葉があります。 他にも『幸福実感日本一』の言葉があります。 現在、三重の幸福実感が全国的に見て、どの状況なのか記述がありません。 三重県としてはどのように把握されていますか。 ※みえ県民カビジョン第一次行動計画を見ていませんので、記述があれば、お許しください。 【参考】 ①都道府県別幸福度ランキング 法政大学大学院 坂本光司教授(2011.4～9月調査) 三重県 9番目 福井県 1位 ②魅力のある都道府県ランキング(2015年)ブランド総合研究所 三重県 32(31) (2014年 北海道1位)</p>	⑤	<p>県では、県民の「幸福実感」を把握し、県政運営に活用するため、「幸福感」についての意識や地域や社会の状況についての実感などを項目とする「みえ県民意識調査」を毎年実施しています。「幸福感」について10点満点で質問したところ、第4回調査(26年度)における平均値は6.6点で、第1回調査より0.04点高くなっています。 全国的に見ると、ご意見でもいただきましたが、法政大学の調査(2011年11月公表)において47都道府県中で9位であり、このことについて「みえ県民カビジョン」のコラムに記述しております。 また、調査方法等が同一でないことから単純な比較はできませんが、国及び他県における類似調査の結果は以下のとおりです。 内閣府 国民生活選好度調査 23年度 6.41点 秋田県 県民意識調査 26年度 5.7点 山形県 県政アンケート調査 26年度 6.19点 福岡県 県民意識調査 26年度 6.46点 なお、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」とは、他の都道府県と何かを比較して順位を付ける意味ではなく、「日本一、幸福が実感できる」新しい三重づくりに、みんなで取り組んでいくことを表現したものです。</p>

通番	該当箇所	ページ※	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
2	施策151 地球温暖化対策の推進	P84 P85	<p>「取組方向」では、三重県が導入した三重県版環境マネジメントシステムの“ミームス”の記述が全くありません。</p> <p>「取組方向」に『中小事業所へ三重県版環境マネジメントシステム(ミームス)による環境改善活動の取組みを推進する。』を追加記入して、ミームスによる環境改善活動を強力に進めて戴きたい。</p>	①	M-EMSの認証取得は地球温暖化対策に有効な手段であり、県として促進することに変わりはないことから、M-EMSによる環境経営の推進について、「取組方向」に記述しました。
3	施策151 地球温暖化対策の推進	P84 P85	<p>政策 I-5 環境を守る 施策151 地球温暖化対策の推進 [県民の皆さんとめざす姿] 事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められている。 [新しい豊かさ・協創の視点] 「地球温暖化による影響が身近に起こりつつあり、さまざまな主体が自らのこととして地球温暖化防止に向けた具体的な行動に取り組む必要があります。」と記述されています。 [取組方向] 前段の趣旨に沿った活動では、小規模事業所様がみえ・環境マネジメントシステム・スタンダード(ミームス)を導入し環境改善活動により温室効果ガスの削減に取り組まれています。『ミームス』が取上げられていませんので、ご検討し、追記していただきたい。 ■三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(ミームス)の普及を推進していきます。 [上記に関する実行計画・三重県条例] ○三重県地球温暖化実行計画(平成24年3月) 第5章 三重県の削減取組 1 事業者の自主的取組促進に関すること 中小事業所に三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)の普及を進めます。 ○三重県地球温暖化対策推進条例(平成26年4月1日) ・計画的な地球温暖化対策の推進 (三重県事業者地球温暖化対策指針)</p>	①	M-EMSの認証取得は地球温暖化対策に有効な手段であり、県として促進することに変わりはないことから、M-EMSによる環境経営の推進について、「取組方向」に記述しました。

通番	該当箇所	ページ※	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
4	施策153 豊かな自然環境の保全と活用	P88 P89	<p>豊かな自然環境の保全と活用</p> <p>【現状と課題】</p> <p>■「三重県レッドデータブック2015」が示すとおり、県内の野生動植物のおかれている環境は厳しくなっており、希少野生動植物の生息・生育環境や優れた自然景観などを保全するためには、自然環境への負荷低減が求められています。</p> <p>【取組方向】</p> <p>■NPO等が行う希少野生動植物種の保全活動、・・・など環境保全活動を、専門知識や必要な情報の提供などを通じて支援すると記載されています。</p> <p>参考例として、</p> <p>KES(京都市)では、「京都市生物多様性プラン」に基づき、京都市内の約1,250件のKES審査登録事業者のネットワークを活用し、96社による希少植物(フタバアオイ、フジバカマ、ヒオラギ、キクタニギク)を育てる『KESエコロジカルネットワーク』を形成し、取組成果を上げています。</p> <p>三重県内でも、自治会などが道路沿いに花壇を設けて、町の美化の取り組み、ドライバーに安らぎを与え、交通事故防止に取り組まれています。この点を事業者などを巻き込むなど、ネットワーク化も一つのヒントになるかと思えます。</p>	③	<p>NPO等が行う希少野生動植物種の保全活動を持続的に発展させていくためには、活動団体のネットワーク化も重要な視点であると考えていますので、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

通番	該当箇所	ページ*	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
5	施策221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	P100 P101	<p>県民指標の目標項目が「全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数」となっているが見直していただきたい。これでは、全国学力・学習状況調査の問題を解く力が、夢や希望をかなえる学力や社会参画力だと誤解されてしまう。正答率が全国平均を上回らなくとも、子どもたちに「学ぶ喜び」や「わかる楽しさ」を実感させることはできる。むしろ、全国学力・学習状況調査によって教育現場がふりまわされることがないように配慮してほしい。また、その結果によって子どもたちの学習意欲が低下することのないようにしてほしい。</p>	③	<p>本県では、平成24年度から学校・家庭・地域が一体となって「みえの学力向上県民運動」を進めてきました。そのような中、全国学力・学習状況調査での教科に関する調査結果については、全国平均に及ばなかったものの、一定の改善が見られました。このことは、子どもたちや教職員だけでなく、家庭、地域にとっても「やればできる」との実感につながったと考えます。さらに、学校質問紙においても、授業での「めあての提示」「振り返る活動」の設定や、「校長の見回り」については大きく改善されました。</p> <p>また、学校と地域が連携して、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部などがつくられている小学校では、教科に関する調査でも、成果が見られています。</p> <p>一方、児童生徒質問紙の調査項目において、全国と比べて、生活習慣・学習習慣に依然として課題が残っています。</p> <p>これらのことから、学力向上のためには、これまで以上に学校・家庭・地域が一体となって取り組むことが必要です。</p> <p>また、子どもたちの学力が向上することで、自己肯定感・自尊感情の向上や、自信を持って社会に飛び立つことにつながるものと考えます。</p> <p>今後も、全国学力・学習状況調査における教科に関する調査に加え、児童生徒質問紙及び学校質問紙の調査結果も総合的に把握・分析し、学力向上に向けた取組を進めていきます。</p>
6	施策234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	P122 P123	<p>児童虐待によって、児童が死亡するという事件は、あってはならないことである。したがって「児童虐待により死亡した児童数」を県の活動指標にすることはやめていただきたい。</p>	④	<p>いただいたご意見のとおり、虐待による児童の死亡があってはならないという視点に立ち、昨年度策定した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」では「児童虐待により死亡した児童数0(ゼロ)」を重点目標に掲げています。</p> <p>第二次行動計画においても同様の視点で目標を設定していきます。</p>

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案に市町からいただいたご意見と県の考え方

対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
 - ・県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。
 - ・事業主体が県以外のもの。
 - ・法令などで規定されており、県として実施できないもの。
- ⑤その他（①～④に該当しないもの）

※ 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案冊子におけるページです。

通番	該当箇所	ページ*	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
1	施策147 獣害対策の推進	P82 P83	取組方向の中で、「被害防止」として侵入防止柵の整備を記述しているが、主な取組内容には侵入防止柵の整備に係る具体的な取組の内容が記載されていないが如何か。また、真に獣害被害を防止するために、柵の設置に係る国庫補助要件の緩和についての県としての考えは如何か。さらに、野生鳥獣生息環境創造事業が本年度をもって終了することとなるが、なぜ引き続き事業を継続しないのか。	③	侵入防止柵の整備については、国の交付金を活用し、事業効果の高い箇所から優先的に進めてまいります。 当該交付金の交付要件の緩和については、これまでも国と協議を行っておりますが、引き続き、国に働きかけてまいります。 野生鳥獣生息環境創出事業については、緩衝帯を設けることで野生獣との生息環境を分け、獣害を軽減する方法として4年間取り組んできており、計画を上回る事業量を実施して、一定の成果があったものと判断しています。 今後は、「獣害被害防止総合対策交付金」の活用などにより、地域における鳥獣被害防止の取組等を支援していきます。
2	施策147 獣害対策の推進	P82 P83	取組方向の中で、「生息数管理」として、野生鳥獣の生息数推定等を基本とした個体数調整に取り組むとしているが、県の活動指標にはシカの推定生息数を指標としており、サル、イノシシ等すべての野生鳥獣の生息数を把握する必要についてはどのように考えておられるのか。そのうえで、県として個体数調整をどのように進められるのか示されたい	③	個体数調整に係る考え方については、平成27年5月29日～平成29年3月31日を計画期間とする、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)により定めています。 ニホンジカの生息頭数については、推定法がある程度確立していることから活動指標として設定しました。 ニホンザルについては、群れ単位の管理が必要と考えています。このため、群れ毎の実態を把握したうえで、管理方針を定め、追い払い等の被害対策を行いながら、必要に応じて個体数調整を行って行く方針です。 イノシシについては、生息頭数の推定法が確立されていないことから、農業被害の多発地域での加害個体を集中的に捕獲していく方針です。

通番	該当箇所	ページ*	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
3	施策147 獣害対策の推進	P82 P83	<p>個体数調整を進めるのであれば、捕獲後の処理についても考察が必要と考えられ、本市として県が主体となった処理施設の整備を要望しているの、その内容が示されていないが如何か。</p>	④	<p>捕獲した野生獣は一般廃棄物に該当し、これを処分する施設を市町等が整備する場合には、国の交付金の活用を推進しています。 なお、捕獲した野生獣の処分については、県としても、捕獲を進めるうえでの障害とならないように、各市町における処分体制構築に向けた支援が必要と考えています。 このため、他県等で既に導入されている焼却施設等の視察を行うなど、本県に適した処分方法について検討を行ってきたところです。現在、微生物分解による減量化装置に着目しており、志摩市で行った実証試験では、減量化が可能であることを確認しました。今後は、装置の処理能力の確認などを行うための現地実証を行いたいと考えております。</p>
4	施策152 廃棄物総合対策の推進	P86 P87	<p>産業廃棄物処理についての記載について 第二次行動計画では、廃棄物総合対策の推進について記載されていますが、小規模事業者は、産業廃棄物処理について知識が不足している現状があります。 廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」には、都道府県の役割として「産業廃棄物の発生抑制、減量等について、とりわけ中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案等を行うように努めるものとする。」と記載されています。 第二次行動計画におきましても、「中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案等を行うように努めるものとする。」等の文言の追記をお願いします。</p>	③	<p>産業廃棄物の適正処理や3Rの推進の取組については、ご意見の「基本方針」をふまえて、これまでから大企業だけでなく中小零細の事業者に対しても、個別訪問や適時必要な指導・助言を行っているところです。今後も引き続き、こうした取組を実施していきます。</p>

通番	該当箇所	ページ※	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
5	施策252 東紀州地域の活性化	P130 P131	<p>「施策252 東紀州地域の活性化」の主な取組内容に、「熊野古道の保存と継承」を追加されたい。</p> <p>「新しい豊かさ・協創の視点」において、熊野古道を未来へ守り伝えるとともに、地域の賑わいをつくるのが大切とされていますが、「主な取組内容(基本事業)」には、賑わいに関する事業しか記載されておりません。</p> <p>熊野古道を活用して地域に賑わいをつくることは大切な事業であり、そのためには熊野古道が安心して安全に歩くことができる道でなければなりません。それを実現するためには、適切な維持保全を続けていくことが必要であり、このことが遺産の未来への継承に繋がります。世界遺産登録された遺産としての使命を果たすことができます。</p> <p>熊野古道の維持保全は、保存会等の地域ボランティアの方々の尽力によるところが大きいのが現状です。しかし、多くの保存会は、高齢化・少人数化が進んでおり、熊野古道の適切な維持保全が危惧されています。</p> <p>熊野古道は、世界遺産登録された遺産だけでも5市町に渡ります。田丸からの未登録部分を含めるとさらに増えます。</p> <p>従いまして、当施策の主な取組内容(基本事業)に熊野古道の保存と継承を追加し、三重県の事業に位置付けていただきますようお願いいたします。</p>	②	<p>施策252においては、東紀州地域の活性化に向けて、熊野古道を核とする地域の資源や魅力を生かした集客交流などの取組を推進していくこととしています。</p> <p>世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」(熊野参詣道)の保存と継承については、施策228「文化と生涯学習の振興」の基本事業22802「文化財の保存・継承・活用」の中で取り組んでいくこととしています。</p>
6	施策312 農業の振興	P144 P145	<p>強い農業経営を実現するためには、農地の集積・集約化は重要な取組であることから、県としての具体的な取組方針、活動内容が記載されていないが如何か。</p>	③	<p>農地の集積・集約化に向けて、県では、平成26年度からスタートした「農地中間管理事業」を核として、平成27年度から、県の地域事務所ごとに設置した県関係機関と農地中間管理機構の地域担当で構成する「農地中間管理事業推進チーム」が、市町、JA、農業委員会などの関係機関と連携を図りながら、重点実施地区(集落)の設定や、対象集落等での話し合いに向けた支援、集落ごとの人・農地プランの作成支援等を通じて、農地の権利移動を推進していきます。</p>
7	施策313 林業の振興と森林づくり	P146 ~ P148	<p>主な取組内容の中で、木質バイオマスのエネルギー利用等木材の有効利用を進めると記載されているが、県としてどのように取り組むのか記載がない。造林事業により発生する未利用間伐材の活用は、災害時における下流域への被害低減に繋がることから、県として木質バイオマスへの利用を推進するなど具体的な取組内容を示すべきではないか。</p>	③	<p>木材の木質バイオマスとしての有効利用を進めるためには、主伐を促進し、伐採した木材資源のすべてを効果的に活用していくことが必要です。このため、より付加価値が高い建築用材などの需要の拡大や販路の開拓などに取り組む一方で、森林施業の低コスト化や生産体制の強化を着実に進めていきます。</p> <p>なお、未利用間伐材の活用については、「木の駅プロジェクト」などの取組を促進することで、木質バイオマスへの利用を進めていきます。</p>

通番	該当箇所	ページ※	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
8	施策313 林業の振興と森林づくり	P146 ～ P148	みえ森と緑の県民税市町交付金については、その使途に制約があり、本来活用されるべきである森林整備に充当することができない。また、2つの基本方針5つの対策に沿った取組であったとしても、県の見解により活用できない事例が多々あり、市町が積極的に同税の趣旨に沿った事業を展開することができない。要件緩和を早急に行うなど柔軟な対応を行うことで、森林づくりへの県民の参画が進むのではないか。	③	みえ森と緑の県民税を活用する事業については、県議会をはじめ、税検討委員会での議論、パブリックコメントでの県民の皆さんのご意見をふまえ、「新たな森林対策として実施する新規またはこれに準ずる取組であること」など、一定のルールのもとに市町と連携しながら執行しています。 ③ なお、実施事業については、条例に基づく「みえ森と緑の県民税評価委員会」から、毎年度、事業の評価・提言をいただき、今後の事業に反映していくこととしています。 当面は、現行の制度によって実績を積み重ねることとし、制度の見直しについては、評価委員会からの検討結果や県民の皆さんなど、様々な方々からのご意見をふまえて検討していきます。

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案に団体等からいただいたご意見と県の考え方

対応区分

- ①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
- ②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。
- ③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
- ④反映または参考にさせていただくことが難しいもの。
 - ・県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。
 - ・事業主体が県以外のもの。
 - ・法令などで規定されており、県として実施できないもの。
- ⑤その他（①～④に該当しないもの）

※ 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」中間案冊子におけるページです。

通番	該当箇所	ページ※	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
1	教育	P6	学力・学習検査で連続して全国平均を下回った問題で、差が縮まり改善の兆しが見られただけで、今後改善されるのか、不安を感じます。体力・運動能力も下回った結果に対しても含めて、より具体的な解決策を提示して欲しいです。	③	<p>(学力) 小中学校では、授業での「めあての提示」「振り返る活動」の設定など、統一した授業スタイルや授業規律の徹底に取り組んでいます。また、小学校を中心とした400校を県指導主事等が訪問し、校長のリーダーシップによる組織的な取組の推進とともに、国の調査官を招聘した授業を伴う研修会を開催し、指導力の向上を図っています。</p> <p>全国学力・学習状況調査の結果によれば、子どもたちの家庭での学習習慣や生活習慣等に課題がみられることから、「チェックシート」を活用したキャンペーンを実施し、家庭への働きかけを行うなど意識啓発に努めます。また、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等への学習支援(地域未来塾)や、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部などを活用した、地域住民の知識や経験、技能などを活用した学習等、子どもたちの学習環境の一層の充実に取り組めます。</p> <p>さらに、平成26年10月から東紀州地域に指導主事を駐在させ、市町教育委員会や学校、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行ってきたことに加え、地域の実情に即した学力向上の取組を支援する事務所を県内複数地域に設置します。</p> <p>(体力) 各学校における体力テストの継続実施をはじめ、体力向上の目標設定や1学校1運動の取組を促進するとともに、適切かつ効果的に運営される運動部活動の充実に取り組めます。また、幼児期において、多種多様な動きを経験するよう、市町教育委員会等と連携し、幼稚園・保育所等で体を動かす遊びを推進できるよう取り組めます。</p>

通番	該当箇所	ページ*	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
2	教育	P7	県外へ進学して地元に戻らない、県内には県外学生が入り込んで地元へ戻ることは、上記の点(P9-1番)と合わせて、教育現場が大きな課題ととらえて欲しいと思います。	②	子どもたちの地域への愛着を育むため、地域の良さや郷土の豊かな自然、歴史、文化、産業等を知識として理解する取組を推進します。 県内の高等教育機関の学びの選択肢の拡大や、魅力向上・充実にも取り組んでいきます。
3	医療・介護・福祉	P8	虐待防止のアセスメントツールが活用されているのか、一般家庭の子ども達の状況から、抜け落ちているケースもあるように見受けられます。全国的にかなりアピールしているツールなので、実施率・効果等を確認する必要があると思います。	②	平成25年度にリスクアセスメントツールを、平成26年度にニーズアセスメントツールを開発し、平成27年度からは両ツールの運用の定着を図っているところです。ご意見にもあるように、ツールの効果等について確認・検証して精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。
4	少子化対策	P10	三重県が様々な発信をし、現場の教育・企業がどこまで取り組んでいるか、取り組めているかを確認する必要があると思います。	②	毎年実施している「みえ県民意識調査」においては、少子化対策の検討の参考となる項目についても調査しています。また、本県における少子化対策をはじめとする子ども・家庭施策をとりまとめた「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」においても、複数の数値目標を設定しています。 このプランに基づき、県ではさまざまな主体で構成される「三重県少子化対策推進県民会議」において、取組事例の情報共有と進捗確認を図るほか、知事を本部長とする「みえ子どもスマイルプラン推進本部」により、庁内関係部局の連携を確保し、少子化対策を進めていきます。
5	人口減少への対応	P11	県の魅力発信も重要ですが、市町がふるさと納税の特産品発信より、市町の魅力発信に心がけ、住み続けたい・住みたい町作りをして欲しいです。	③	県は人口減少に対応するため「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「希望がかない、選ばれる三重」の実現をめざして取り組んでいくこととしています。市町においても市町版の総合戦略を策定し、地方創生を推進していくこととしており、県と市町が両輪となって地域全体の魅力を高めていくことができるよう、市町と緊密な連携・協力を進めていきます。

通番	該当箇所	ページ※	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
6	地域の魅力の向上(多様な資源の活用や磨き上げ、情報発信)	P21	P11の問題と同様で、人口流出は何が理由か。	③	<p>転出数の平均は3万人で、約3千人の転出超過となっています。その内訳をみると、年齢別では男女ともに、15～29歳の転出超過が大きくなっています。また、転出先では東京圏、中部圏及び関西圏への転出超過となっています。</p> <p>県内の大学進学者のうち約8割が県外の大学に進学し、また、県内の大学卒業者のうち約5割が県外に就職していることや、みえ県民意識調査の結果から、本県の社会減の要因は、近年は就職や大学等への進学といったことが背景にあると考えられます。</p> <p>県では、総合戦略を策定し、人口減少の課題に的確に対応し、地域の自立的かつ持続的な活性化を図っていきます。</p>
7	全般		<p>これだけの幅の広い施策の実現は、様々な関係者の協力が必要となります。その実現に、先ずこの目標達成に向けての市町の姿勢、そして次に色々な関係者に予算も少ない県なので、手弁当で参加・協議・実現・見直しをしていくべきだと思います。これらを実現すれば、結局県全体が活性化され、手弁当分くらい充分に戻ってくると思います。逆にこのまま行けば、人口減・県や市町の収入減は免れず、衰退する県・市町になることを考えれば、今様々な機関が結束すべきだと思います。</p> <p>交通費が掛かるのであれば、県内を細かく分けた小グループ・少しまとめた中グループ・大きく5地区の大グループ・最終県全体代表者会。頻繁にはメール等での意見交換を中心にすれば、費用もさほど掛からないと思います。交通費は自己負担を原則にする。ただこれを民間に依存するのではなく、行政が中心にする事が重要だと思います。</p>	②	<p>「みえ県民カビジョン」では、個人、企業、地域の団体、行政とがともに「公」の領域を担って成果を生み出し、新しいものを創造していくという「協創」を進めることとしています。第一次行動計画では、子どもの学力向上、スポーツ推進、観光など5つの「新しい豊かさ協創プロジェクト」を設定し、「協創」の仕組みづくりに取り組んできました。第二次行動計画では、全ての施策に「協創」の視点を入れて取り組むこととしており、施策の推進にあたっては、さまざまな主体と一緒に取り組んでいきます。</p> <p>なお、人口減少に対応するために策定している「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、今後の取組方向毎に「他の主体に期待する主な役割」を整理しており、関係者の連携・協力のもと、人口減少の課題に対応していくこととしています。</p>
8	全般		<p>計画期内の途中で国等の上位で答申案が変更となった場合や、新たな課題が顕在化した場合等、三重県の対応に関しまして、どの様に県民へ公開を行ない、また施策を変更していくのか。</p>	⑤	<p>県では、「みえ県民カビジョン」および「みえ県民カビジョン・行動計画」に基づき、前年度の県政の取組についてPDCAサイクルをまわして評価を行い、その結果を翌年度の取組の改善に生かすこととしており、その内容を「成果レポート」に取りまとめ、公表しています。</p> <p>また、社会経済情勢の変化や顕在化した新たな課題については、関係部局が的確に対応します。必要に応じて、重点取組として毎年度の県政推進の基本方針「三重県経営方針」に位置づけることにより、さまざまな状況変化に柔軟に対応していきます。</p>

通番	該当箇所	ページ※	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
9	施策112 防災・減災対策を進める体制づくり	P46 ～ P48	三重県の業務についてのBCPの作成について追記してはいかがでしょうか。	②	災害等発生時における県の非常時優先業務等を規定する三重県業務継続計画につきましては、平成27年度中に策定することを目指し、業務を進めております。
10	施策121 地域医療提供体制の確保	P52 ～ P54	(該当箇所に、以下の文言を追加願いたい。) 入院急性期から回復期・慢性期さらには在宅・施設等で療養している患者に対する口腔機能管理をふくむ歯科医療の途切れない提供とそのための人材確保。	③	平成37年(2025年)に向けて地域において必要となる医療提供体制を確保するために、現在、地域医療構想を策定しているところです。地域医療構想の実現には、入院急性期から回復期・慢性期の病床の機能分化・連携を推進するための設備整備や医療従事者の確保・養成等を推進するための取組などさまざまな施策が必要となります。いただいたご意見の内容につきましては、施策121の地域医療構想の取組の一つとして、その実現に向けて取り組んでいきます。
11	施策122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	P56 P57	福祉職場で働く人材確保の為に、学校教育で福祉についてもっと取り込んで欲しい。福祉へ正しい知識をつけるために必要です。又福祉教育は思いやりを育成するので、情操教育に役立つと思います。	②	県教育委員会では、北部、中部、南部のそれぞれの学区に、介護福祉士養成校(朝明、みえ夢、明野、伊賀白鳳)を設置し、介護福祉士を養成しています。また、福祉に関するコース等を持つ高等学校(13校)においては、三重県介護職員初任者研修事業に取り組むなど、地域の福祉を担う人材の育成に取り組んでいます。今後とも引き続き、福祉教育の充実に努めていきます。
12	施策122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	P56 P57	(該当箇所に、以下の文言を追加願いたい。) 口から食べることを支援しQOLを維持・向上させるため、専門的口腔ケアなど口腔機能の管理等を担う歯科医師・歯科衛生士の確保と育成。もしくは、 介護と医療の接点をつくり、結果的に歯科専門職の地域での活用につなげるため、歯科医師・歯科衛生士の確保と育成、介護関係職種への口腔ケアや摂食嚥下機能に関する正しい知識・技術の普及啓発。	③	介護関係職種への口腔ケアや摂食嚥下機能に関する正しい知識・技術の普及啓発の重要性については十分認識しており、今後の取組の参考とさせていただきます。

通番	該当箇所	ページ*	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
13	施策123 がん対策の推進	P58 P59	(該当箇所に、以下の文言を追加願いたい。) 食事と生きる意欲を妨げる口腔領域の合併症対策さらにはがん治療の成績向上のための医科歯科連携体制構築と地域がん診療連携拠点病院、同推進病院のある地域圏内での人材育成・確保。	①	「三重県がん対策推進条例」第13条により、県が、がん医療を効果的に実施するための医科歯科連携を掲げており、がん診療連携拠点病院等を中心とする多職種連携のなかで歯科医療機関の役割は重要と認識しています。 ① 三重県では、専門的な口腔ケアなどの知識、技術を習得するための研修を実施しているところです。今後も引き続き関係者と連携しながら医科歯科連携体制の構築を進めていくこととしており、いただいたご意見につきましては、地域における医科歯科連携体制の構築について、施策123に記述いたしました。
14	施策132 支え合いの福祉社会づくり	P66 ～ P68	福祉関係機関・団体が専門性を求めるあまり、各種別での発信・行動が中心となり、福祉全てを網羅し全てを受けられる総合窓口の設置が必要。ボランティアも各団体が連携する、ネットワークの構築が必要。	③	福祉に関する業務は、より複雑化・専門化し、きめ細やかな窓口対応が必要となっていることから、県では障がい者相談支援センター、女性相談所、児童相談所などの専門機関を設置し対応しています。一方、住民に最も近い各市町の福祉事務所(福祉担当部署)において、障がい子ども、介護、生活困窮などにかかる相談支援を幅広く実施しており、必要に応じて県の相談機関に繋いでいただいているところです。 また、県および各市町社会福祉協議会のボランティアセンターにおいても、各団体の連携やネットワーク構築に取り組んでいただいております。
15	施策142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	P72 P73	県立高校の保護者の団体で、毎年独自の要望を県議会議長や教育長に行っています。その一つとして次の提案をしましたのでご検討ください。 高校生の自転車通学率は非常に高い。その事故件数も多い。事故ゼロのポスターや運動の出発式だけではマンネリ化している。 提案1 自転車レーンを設置する。(宇都宮市では40%減少) 提案2 通学路には車道を狭くしても歩行者レーンをつくる。 提案3 道幅3m未満の道路は車の乗り入れを禁止する。(狭い道に自転車感覚で入ってくる車が多く危険)	③	高校生も含む通学路の安全対策は、施策142に加え、施策225「笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり」、施策351「道路網・港湾整備の推進」においても取り組んでおり、教育委員会、道路管理者、警察本部、市町など関係部局・団体が連携して、通学路における交通安全対策に取り組んでいきます。

通番	該当箇所	ページ*	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
16	施策151 地球温暖化対策の推進	P84 P85	<p>当社は「M-EMS」を取得して10年経過しましたが、取得し環境活動を行って感じたのは県等行政がどれだけ良い政策を発信しても、我々中小零細業者は「環境問題にまで手が回らない(余裕がない)」のが大方の中小企業の現状です。私たち「M-EMS」取得の企業では、(特に桑名市周辺)M-EMSくわな倶楽部を当初から立ち上げて定期的な環境活動、意見交換等おこなっており、例えば会員企業の提案で「大震災で流れ着いたひまわりの種」を桑名の取得企業で育てようといった行事も実施しています。これは一つの例ではありますが、M-EMSを取得していなければ決して実施されないことができております。出来れば一度中小零細企業でもM-EMSを取得したことによるメリットを生かしている企業があることを現場に赴かれてご覧いただき、環境改善意識でM-EMSをうまく働かせることがひいては今回の地球温暖化・・・の三重県の底辺からの意識改革が向上すると考えます。是非今回の施策の『取組方向』にM-EMSを加えて戴きたくお願い致します。</p>	①	<p>M-EMSの認証取得は地球温暖化対策に有効な手段であり、県として促進することには変りはないことから、M-EMSによる環境経営の推進について、「取組方向」に記述しました。</p>
17	施策151 地球温暖化対策の推進	P84 P85	<p>三重県が推進しておられる三重県環境マネジメントシステム(M-EMS)による、地球温暖化防止のための改善活動が記述されておりません。弊社も、ご縁がありM-EMSの活動に取り組んでおります。 M-EMSの活動に取り組んでいる中小企業の1社として、是非、M-EMSの取り組みを、加えていただきますよう、お願いいたします。</p>	①	<p>M-EMSの認証取得は地球温暖化対策に有効な手段であり、県として促進することには変りはないことから、M-EMSによる環境経営の推進について、「取組方向」に記述しました。</p>
18	施策212 地域の活力を高める女性活躍の推進	P96 P97	<p>女性が社会で活躍するには、子育て・親の介護を夫婦で分担できる社会、その基盤にどうしても福祉の充実は欠かせないと思います。</p>	②	<p>女性活躍推進のためには、ご意見のとおり、子育てや介護を男女が共に積極的・主体的に参画し責任を担っていく必要があります。 施策233「子育て支援と家庭・幼児教育の充実」などにおいて子育て支援に取り組むとともに、施策122「介護の基盤整備と人材の育成・確保」などにおいて介護の充実に取り組みます。</p>

通番	該当箇所	ページ*	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
19	<p>施策221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成</p>	<p>P100 P101</p>	<p>租税教育の重要性 1. 日本の借金が1000兆円 2. 税収が年間50兆円 3. 今後の問題(社会保障・医療等)をどうするのか？ 4. マイナンバー制度により、税負担の公平が是正されるのか？ 5. 中小企業に対する税制について、非上場株式の評価(相続税)が、問題(利益の上げている企業ほど負担が大きい。)である。納税の猶予についても、要件が厳しい。(今後、是正されるが？これで解消とは言えない。) 6. 小学生・中学生の教育費(義務教育費用の無償化)給食費も無償化に？ 7. 税の大事さを教育する。(税金を「取られる」ではなく、「納める。」にしたい。) 8. 国・地方が、どのような行動するにも、金がかかる。その金をどうするのか？誰にどれだけ負担してもらうのか？借金を今後、どうするのか？返済しなくていいのか？ 以上の諸問題等について、三重県についても、考えて県民の将来を考えていただきたい。 また、法人会として、小学校で、租税教育を実施しているが、経費の検討も必要であるが、将来の納税者である小学生に授業(柔軟なカリキュラムを考えて？・実施時期が、現状は、年初の1月～2月の初めである。)のなかで収入である租税の教育をしていただきたい。</p>	②	<p>「税金」は、社会資本の整備や公共サービスの提供など県民の皆さんの生活の基盤となる環境を整備するために負担いただいているものです。県では、県民の皆さんが税に関する重要性の理解を深めていただくよう取り組んでいます。 学校教育では、小学6年生の社会科において、国や県、市によって行われている社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などに必要な費用が税金によってまかなわれており、租税が大切な役割を果たしていることなどについて、学習することとされています。小学生が租税の役割について、専門的な知識を有する講師から、身近な事例をもとに学ぶ授業は有意義な取組であることから、税務署等の協力を得て、租税教室を開催しています。今後も、市町教育委員会と連携し、税に関する教育に取り組んでいきます。</p>
20	<p>施策222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成</p>	<p>P102 P103</p>	<p>子どもは他者とのつながりが必要だから、子どもが集う拠点の増加・開かれた家庭を増やし、他者が支援できる環境作りに、様々な社会資源に呼び掛ける働きが必要です。</p>	②	<p>施策233において、子育て家庭の保護者と子どもの交流等を促進する子育て支援拠点「地域子育て支援センター」に対して、県として市町の設置・運営を支援するとともに、「みえ 子どもスマイルネット」で情報発信を行います。また、施策232において、「出産・育児まるっとサポートみえ」(三重県版ネウポラ)の取組を進めることにより、育児中の家庭の孤立化を防ぎます。 ご意見のとおり、子育て家庭を応援する地域社会づくりが重要であることから、上記に取り組むとともに、引き続き、さまざまな関係機関と連携・協働していきます。 学校において地域住民の知識や経験、技能などを活用した学習や体験活動等を充実するとともに、地域においても、子どもの体験活動等に携わる方々の情報交換等の場を提供します。</p>

通番	該当箇所	ページ*	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
21	施策231 少子化対策を進めるための環境づくり	P116 P117	少子化・人口流出は緊急の課題として、無償の委員会の設置をお願いしたい。手弁当でも集まる人材や団体が積極的に協議すべきと思います。	②	子どもの育ちや子育て家庭を応援する趣旨に賛同したNPO・団体、企業等からなる「みえ次世代育成応援ネットワーク」では、自主的・自律的に集まった運営委員により、取組方向を協議しながら活動を進めています。今後も当ネットワークの取組を普及啓発しながら、子ども・子育て支援に関する活動促進を図っていきます。
22	施策233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	P120 P121	全ての子どもが健やかと言うのであれば、市町による地域格差は規模の差があるので仕方が無いでなく、格差を縮める策が欲しいです。	②	ご意見のとおり、社会資源の少ない地域において子どもが健やかに育つ環境を整えていくことが重要です。 このような視点から、三重県では、市町で活動する母子保健コーディネーターなどの人材育成や母子保健体制構築アドバイザーの市町巡回支援など、市町支援に取り組んでいます。 ② 県内の各市町が、既存の社会資源や地域のネットワーク等、それぞれが持つ強みを活かして、地域の実情に応じた方法で切れ目のない支援体制を整備することにより、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児支援体制(出産・育児まるっとサポートみえ)の取組等を進めていきます。
23	施策234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	P122 P123	市町要保護児童対策地域協議会(要対協)は虐待防止になるので、先駆的に取り組んでいる他県市町をモデルに研修会を開催して欲しいです。要対協の強化は、厚労省も虐待防止の新たな検討グループで協議する項目になっています。他県では各児童養護施設等が手分けをして、かなりの地区に入り込んで、実務的に動いています。	③	いただいたご意見もふまえ、児童養護施設等のノウハウも生かしながら、市町要保護児童対策地域協議会の強化を支援していきたいと考えています。
24	施策256 市町との連携による地域活性化	P138 P139	この冊子で各市町が県の方向性に同調し、オール三重で取り組んでもらえない限り、これだけ盛り沢山の施策実現は難しいです。様々な社会資源も活用していただきたいです。	②	「みえ県民カビジョン」の実現のために、住民に最も身近な自治体である市町との連携をより強化し、「行動計画」を着実に進めていきます。施策256「市町との連携による地域活性化」において、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により、地域や市町の実情に応じた地域づくりを支援していきます。 また、第二次行動計画(仮称)では、すべての施策に「新しい豊かさ」と「協創」の視点を入れて取り組むこととしており、施策の推進にあたっては、さまざまな主体と一緒に進んでいきます。

通番	該当箇所	ページ※	中間案に対するご意見	対応区分	ご意見に対する考え方
25	施策314 水産業の振興	P150 P151	<p>取組方向の最初の■に「輸出を含めた県産水産物の消費拡大を促進します」とあり、3つめの■に「減少著しい地先資源を増殖する取組、..など県民の皆さんが期待する水産物を安定的に供給できる体制づくりを進めます」とある。</p> <p>この『中間案』において、三重県の取組の重点が「輸出」や「消費拡大」にあるように理解でき、「減少著しい地先資源」の再生、回復には“および腰”のように見える。いま必要なのは、なによりも「地先資源」の増加をどう図るかであろう。真剣で実効性のある取組を期待する。</p> <p>2つめの■には「もうかる水産業をめざし」として、「漁業所得の向上」「担い手の育成」「県1漁協の実現」が、同一カ所に書かれている。</p> <p>そのために「漁師塾」や「県1漁協」が最適であるのか、とくに「県1漁協」がどうして“意欲ある人材の確保”に繋がるのか、疑問が多い。</p> <p>わたしは水産業は「水産資源」が持続的に、安定的にあることだと考えている。資源管理とともに、「水産資源」の確保への県の決意を示してほしい。</p>	①	<p>県におきましても「減少著しい地先資源の回復」は、重点的に取り組むべき事項として認識しており、現在、海女漁業の振興に向け、放流用大型アワビや赤ナマコの種苗生産技術の開発に取り組んでいるところです。また、近年、漁獲量の減少が著しいアサリについても、現在、種場となる干潟の整備や稚貝の移植放流など資源回復に向けた取組を進めているところです。引き続き、地先資源の回復に取り組んでいきます。</p> <p>2つめの■については、ご意見をふまえて表現を修正いたしました。</p>
26	施策333 三重の戦略的な 営業活動	P170 P171	<p>知事は色々な事業を展開し、多くの来客とで、三重の活性化が図れていると実感しています。今後も様々な取組をお願いしたいです。</p>	②	<p>伊勢志摩サミットや全国菓子大博覧会など、三重県で開催される、海外および国内に影響力のあるイベント等も活用し、今後も、魅力ある地域として、三重の認知度が高まる効果的な情報発信や、県産品等の売上げ向上、国内外からの観光旅行者の増加につながる戦略的な営業活動を展開し、より一層、三重の活性化を図っていきたいと考えています。</p>
27	施策341 次代を担う若者の 就労支援	P172 P173	<p>「取組方向」で、地域若者サポートステーションに関して記述があるが、自立訓練や就労支援などは、就労に困難を抱えた若者にとって非常に有効な事業となっていると思うので、しっかりと予算化をお願いしたいと考えるが、効果的であるというしっかりとしたエビデンスが取りにくい現状がある。そこで、予算等をつけて、学識経験者等がその効果を分析して研究成果を出すことのできる環境づくりをお願いしたい。できるなら、このような取組を行うという文言を取り組み方向に入れてもらいたい。</p> <p>また、この施策ではないかもしれないが、都道府県も約半分が子ども・若者育成支援推進法による協議会の設置を行うようになってきた。三重県でも、サポステが4か所あるという地域であり、国会でも議論されているが、サポステが中核的な役割を果せるのではないかと考える。三重県及び市町についても速やかに設置できるよう推進してもらいたい。</p>	③	<p>若年無業者の就労支援は、平成18年度から地域若者サポートステーション事業が始まり、関係機関と連携して、取り組んでいるところです。</p> <p>若年無業者の自立に向け、より効果的な事業とするためにはその効果を検証することは重要なことであると認識しています。</p> <p>そのため、みえ若者就労支援ネットワーク会員のご意見をいただくとともに、様々な機会を捉えて、学識経験者等にご意見をいただきながら、地域若者サポートステーションとの意見交換等、関係機関と連携しながら、効果を検証していきます。</p> <p>また、ひきこもり、若年無業者など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援については、教育、就労、福祉、精神保健など多分野での連携が重要であると考えています。このため、関係機関等と連携体制づくりについて検討を進めていきます。</p>